

荷役作業時の保護帽の着用について

1 これまでの主な意見

【措置が必要と考えられるもの】

- 2トン車であってもテールゲートリフターやロールボックスパレットの作業をする際は着用させる必要があるのではないか。
- 平ボディ車のように後ろ側に昇降設備等がない車に関しては除外するのは難しい。
- 積んでいる荷物が重量物で崩落してくることも考慮し、取り扱う貨物に応じて検討してはどうか。また、荷台の状態も考慮してはどうか。

【措置が不要と考えられるもの】

- 宅配関係については、荷台の高さが低く（80～85cm程度）、通常、ステップの設置もされているため、除外してよいのではないか。
- リンボー車も高さが低いため、昇降設備が設置されているのであれば除外してもよいのではないか。
- 平ボディ車でも手前に荷物があり荷台に昇らないのであれば着用しなくてよい。
- 宅配関係でも体格が小さく荷台に昇らなくてはいけないのであれば着用すべき。一方で適切な昇降設備が設置されており墜落・転落防止ができているのであれば除外するといった整理が分かりやすいのではないか。
- 車側の設備だけでなく、荷の積みおろし場所に作業台やプラットフォームが設置されているなど昇降設備と同等以上の設備を備えている場合には、昇降設備を設置しているものとしてはどうか。

2 対策の方向性（案）

5トン未満の貨物自動車であって、以下の要件を両方とも満たすものについては、保護帽の着用を義務づけないこととしてはどうか。

- 墜落・転落防止対策として適切な昇降設備等が備えられていること。（資料6-2で別途検討）
- 昇降設備等が備えられている場所以外の場所において荷役作業が行われない構造であること。

（参考）

荷役作業において荷台に昇らずに作業を行う場合は、労働者が墜落による危害を受けるおそれがない場合に該当するとして、同規定は適用されないとの解釈が示されている（昭和43年1月13日付け安発第2号）ところ。